

はりきゅう、あん摩マッサージ申請書と同意書の変更について

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費につきましては、厚生労働省保険局長通知（令和8年6月5日付保発0605第8号）及び厚生労働省保険局医療課長通知（令和8年6月5日付保医発0605第3号）により、施術料金等の改定並びに療養費支給申請書及び同意書の様式改正が行われることとなりました。それに伴い、令和8年7月1日施術分より新たな施術料金体系を適用するとともに、療養費支給申請書及び同意書の様式変更を行います。

記

➤変更内容

別添の「はりきゅう、あん摩マッサージ療養費支給申請書と同意書の主な変更点」をご確認ください。

➤開始時期

令和8年7月1日（水）施術分より

※当組合ホームページには、新様式、旧様式の両方を掲載しますので、令和8年6月施術分までは旧様式、令和8年7月施術分からは新様式をご利用ください。

なお、申請書の様式が誤っている場合には、申請書返却の対象となりますのでご注意ください。

➤その他

新様式は当組合ホームページ「申請書ダウンロード」に既に掲載済みです。

以上

阪急阪神健康保険組合



健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>

(別添)

はりきゅう、あん摩・マッサージ療養費支給申請書と同意書の主な変更点

○下記の申請書が新設されました。また、記入欄が新たに追加・改定されました。

- はりきゅう、あん摩・マッサージ療養費支給申請書の新様式新設
下記のいずれかに該当する方は、新様式「療養費支給申請書(はり・きゅう用)16回以上または訪問施術料4もしくは5を算定した場合」、「療養費支給申請書(あん摩・マッサージ用)16回以上または訪問施術料4もしくは5を算定した場合」の方に記入。
 - ①月16回以上の施術を行った場合
 - ②訪問施術料4もしくは5を算定した場合

- 訪問施術総括表の添付
訪問施術料4もしくは5を算定した場合、訪問施術総括表の添付が必要。

- 施術内容欄(施術管理者が記入する箇所)
« 施術料 »
 - 【訪問施術料】…訪問施術料3が改定され、訪問施術料4～5が追加。
訪問施術料3…同一日・同一建物で施術を行った患者数が 3人以上9人以下の場合
訪問施術料4…同一日・同一建物で施術を行った患者数が 10人以上19人以下の場合
訪問施術料5…同一日・同一建物で施術を行った患者数が 20人以上の場合

 - 【明細書発行加算】…施術内容がわかる明細書を無償で交付するたびに加算。

- 同意書(同意医師が記入する箇所)
 - ・施術同意欄に、同意書交付の留意点(裏面)を確認したかのチェック項目が追加。
 - ・同意書交付の留意点(裏面)の文言追加。

阪急阪神健康保険組合